

第3章 基本構想

1 基本理念

西条市では、高齢化の進行や近い将来に予測される後期高齢者の増加、要支援・要介護認定者数の増加、保険給付費の増加傾向など、高齢者を取り巻く状況が変化を続けています。また、高齢者の、介護予防のためのサービスを始めとする社会への参加促進や、増加している認知症高齢者、一人暮らし高齢者への支援など、様々な課題が見えてきています。

前計画において、介護保険サービスや保健・福祉のサービスを中心とした高齢者の自立支援・生活支援・生きがい対策等を目的とした事業を展開し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってきましたが、今後もその方向性を継承し、以下のような視点に立った施策展開が求められます。

高齢者が夢を持ち、自分らしさを発揮しながら、健康でいきいきと日々を過ごせるようにするためには、地域の様々な主体による協力のもと、高齢者自身が活力をもって社会参加を行うことが重要です。

高齢者がその尊厳を守られながら、地域で自立した生活を継続できるようにするためには、高齢者一人ひとりの生活実態に即した保健福祉サービスを提供するとともに、それぞれの価値観やニーズに応じた支援が重要です。

また、本計画でも引き続き深化・推進に取り組む「地域包括ケアシステム」の下地となるものは、共に支え合う地域社会、すなわち地域共生社会です。

前計画で掲げた基本理念「活力ある高齢者像の構築」「高齢者の尊厳の確保と自立支援」「共に支え合う地域社会の形成」は、今後も求められる施策の方向性に合致していることから、本計画においても引き続き基本理念として継承していくこととします。

基本理念

1 活力ある高齢者像の構築

2 高齢者の尊厳の確保と自立支援

3 共に支え合う地域社会の形成



1

活力ある高齢者像の構築

明るく活力に満ちた高齢社会を築くためには、高齢者自らが、地域社会を構成する重要な一員として豊かな経験や知識をいかし、積極的な役割を果たしていくことが重要です。

高齢者の積極的な社会参加活動や生涯学習活動を支援し、健康でいきいきとした高齢者像を求め、誰もが長生きしてよかったと思える長寿社会の実現に努めます。

2

高齢者の尊厳の確保と自立支援

高齢者一人ひとりが持っている豊かな経験、知識、技術などが十分に発揮でき、生きがいと誇りを持って自立した生活が送れるよう、生きがい対策や生活支援対策の充実を図ります。

また、高齢者が寝たきりなどの要介護状態になっても、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護基盤の整備や介護サービスの質の向上に努めるとともに、判断能力が不十分な認知症高齢者等の財産や権利が守られ、いつまでも自分らしく、尊厳を保ちながら地域社会で暮らすことができるような生活環境の整備に努めます。

3

共に支え合う地域社会の形成

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活していくことができるよう、介護保険サービスと介護保険外の保健・福祉サービスを連携させ、市民やボランティアなど多様な主体によるインフォーマルなサービスも含めた総合的なサービス提供体制を整備する必要があります。

地域全体で高齢者やその家族を支える力を再構築することが求められることから、共に支え合い共に生きる「地域共生社会」を実現するべく、支援のネットワークづくりや地域活動の拠点づくりなどに努めます。

2 基本的政策目標

(1) 社会参加と生きがいづくり

西条市の高齢者が、この先も長く、自分らしく、地域で幸せに過ごしていくためには、高齢者自身が高齢期を余生として捉えるのではなく、第2の現役時代として前向きに捉え、いきいきと過ごすための様々な取組を実践していく必要があります。

地域における社会参加活動は、高齢者の生きがいにつながるだけでなく、介護予防などにも効果があると考えられます。高齢者をサービスの受け手としてのみ捉えるのではなく、これまでに培った豊富な経験や知識、技術をもって地域社会を支える一員として捉える視点が大切です。

高齢者が持つ豊かな特性をいかした就労、生涯学習、老人クラブ活動やボランティア等の社会活動への主体的な参加を支援し、地域の一員として社会に貢献できる基盤づくりを進めます。

また、一人ひとりが、自分の健康に責任を持ち、食事や運動などの生活習慣の改善に取り組めるよう、その重要性を啓発するとともに健康づくりを推進します。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、地域の特性に応じて高齢者が身近な場所で健康づくりに参加ができ、高齢者のフレイル状態を把握したうえで、疾病予防・重度化予防に取り組みます。

(2) 高齢者の自立支援

今後予想される一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、在宅での医療ニーズの高まりなどを踏まえ、高齢者が尊厳のある生活を継続できるよう、地域密着型サービス、居宅サービス、医療と介護の連携体制の充実に努めます。市民が安心して質の高い介護保険や保健福祉サービスを選択できるよう、制度やサービス等に関する情報提供・相談体制、経済的な負担軽減など利用者支援に取り組めます。

また、福祉関係団体、民生児童委員などの関係機関や団体のみならず、ボランティア、NPO、民間企業等も含めた多様なサービス主体による多様な生活支援サービスの確保に努めます。

一般介護予防事業として、全ての高齢者を対象に、状況把握や介護予防の普及啓発に資する教室の実施、地域住民グループへの支援などを市独自に行います。

認知症の人や介護者への支援を包括的に実施できる体制の充実に努めるとともに、「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)」に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的計画策定、及び中核機関を整備し、権利擁護の強化を図っていきます。



(3) 高齢者福祉の推進

老人福祉法を根拠法とする高齢者福祉計画にあたるものとして、高齢者が地域で自分らしく暮らせるよう、高齢者福祉の充実に努めます。

外出の支援や訪問理美容、緊急時に通報できる装置の貸与など、高齢者自身を支援する取組のほか、一人暮らし高齢者の安否確認を行う見守り推進員の設置、在宅で重度の要介護者を介護している家族への支援などを行います。

(4) 高齢者の住まいと安心・安全の確保

暮らしの基盤である住まいについて多様な施設サービスの提供に努めるとともに、高齢者が安心・安全につとめ、交流できる場の運営を行います。

また、近年の自然災害の頻発や新型コロナウイルスなど感染症の流行に対応する体制整備に努めます。

(5) 介護保険事業の推進

支援・介護の必要な高齢者が自立した日常生活を営めるよう、地域包括ケアシステムを踏まえて介護保険制度による事業を着実に実施します。サービスを安定的に、量及び質を確保しながら提供するためには、サービスを支える人材の確保や資質の向上が重要であり、県との連携を図りながらの人材確保の促進、各種団体・事業者等と連携を図りながらの担い手の資質向上に努めます。

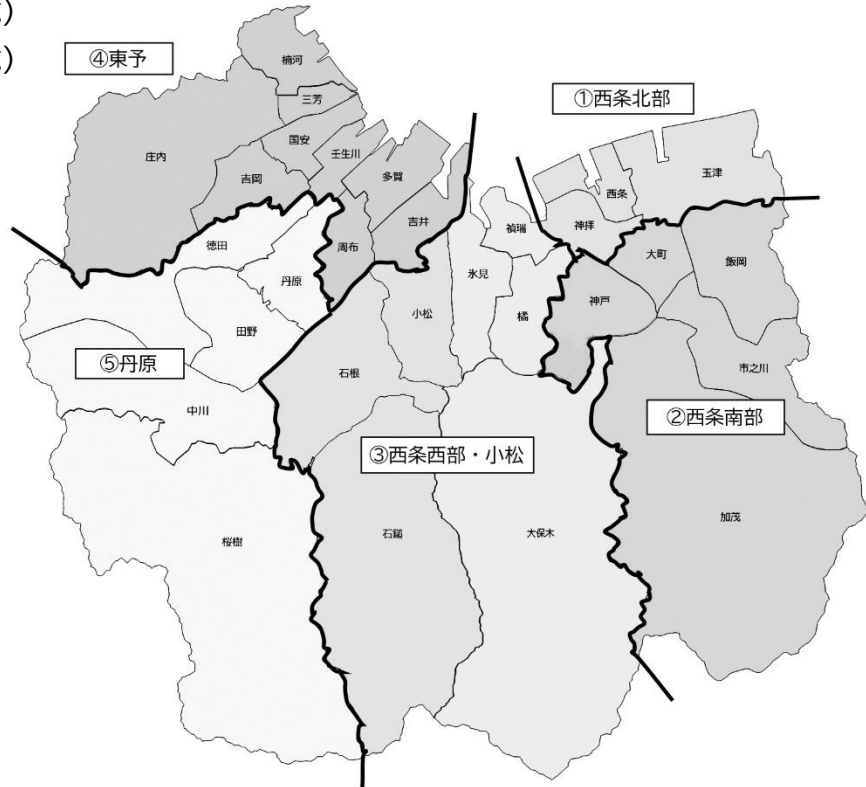
3 日常生活圏域の設定

(1) 圏域の設定

地域包括ケアシステムの構築単位としても想定されている「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活しながら、きめ細かく多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域のことです。

本計画では、人口、サービス事業者の分布等も勘案して市内を以下の5区域に分け、日常生活圏域として設定することとします。

- ①西条北部(玉津・西条・神拝)
- ②西条南部(飯岡・大町・神戸・加茂)
- ③西条西部・小松(氷見・禎瑞・橘・大保木・小松地区全域)
- ④東予(東予地区全域)
- ⑤丹原(丹原地区全域)



(2) 各圏域の概要

圏域名	人口	前期高齢者数	後期高齢者数	高齢化率
①西条北部	23,304	3,180	3,053	26.7%
②西条南部	28,063	3,828	4,187	28.6%
③西条西部・小松	15,476	2,598	3,184	37.4%
④東予	29,790	4,825	5,483	34.6%
⑤丹原	11,613	2,176	2,352	39.0%
合計	108,246	16,607	18,259	32.2%

出典：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）



4 施策の体系

基本理念	基本的政策目標	施策の展開
1 2 3 活力ある高齢者像の構築 共に支え合う地域社会の形成 高齢者の尊厳の確保と自立支援	社会参加と 生きがいづくり	働く機会の充実 社会活動への参加促進 老人クラブ活動の充実 健康づくりの推進
	高齢者の自立支援	介護予防・日常生活支援総合事業 包括的支援事業 任意事業
	高齢者福祉の推進	高齢者福祉サービス事業
	高齢者の住まいと安心・ 安全の確保	多様な施設サービスの提供 住宅施策との連携 緊急・災害時の安全確保体制の整備 感染症対策に係る体制整備
	介護保険事業の推進	第1号被保険者数の推計 居宅サービス 地域密着型サービス 施設サービス 第1号被保険者の介護保険料
	計画の推進と評価	将来の予測 計画の推進体制